

昭和六十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
 昭和六十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六條第一項の規定は、昭和六十年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。
 附則
 この法律は、公布の日から施行する。

〔井上裕君登壇、拍手〕
 ○井上裕君 たいま議題となりまして昭和六十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
 昭和六十一年度におきましては、給与改善費を初めとする追加財政需要が相当程度に上る一方、税収は当初予算をかなり下回り、補正予算編成において既定経費の節減を行つてもなお財源不足の状況にあります。本法は、このような厳しい財政事情のもとで、特例公債の追加発行を回避するため、昭和六十年度歳入歳出の決算上の剰余金の全額を六十一年度補正予算の不足財源に充当することができるよう、財政法第六條第一項の特例を定めようとするものであります。委員会におきましては、特例公債発行下において減債基金制度を維持することの意義、国債の金利負担軽減を重視する必要性、税制改革における税収中立性の考え方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

○議長（藤田正明君） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 〔賛成者起立〕
 ○議長（藤田正明君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長（藤田正明君） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 〔賛成者起立〕
 ○議長（藤田正明君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長（藤田正明君） 日程第三 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長松浦功君。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第

百二十一号）の一部を次のように改正する。
 第二條第三項ただし書中「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」を「日常生活上必要な行為であつて、自治省令で定めるもの」に、「行なう」を「行う」に、「最少限度」を「最小限度」に改め、同條第六項第二号中「六週間前」を「六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十週間）前」に、「六週間以内」を「八週間以内」に改め、同條に次の二項を加える。
 九 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額の算定の基礎として用いる平均給与額（以下この項において「年平均給与額」という。）は、当該年金たる補償を支給すべき場合に於いて、次の各号に掲げる額とする。
 一 第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額が、自治省令で定める年齢階層（以下この項において単に「年齢階層」という。）ごとに年平均平均給与額の最低限度額として自治大臣が定める額のうち、当該年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合に於いては、当該支給すべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢。次号において同じ。）の属する年齢階層に係る額に満たない場合、当該年齢階層に係る額。
 二 第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額が、年齢階層ごとに年平均平均給与額の最高限度額として自治大臣が定める額のうち、当該年金たる補償を受けるべき職員が定める額のうち、当該年金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合、当該年齢階層に係る額。
 m 前項各号の自治大臣が定める額は、自治省令で定めるところにより、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八條の二第二項各号の労働大臣が定める額を考慮して定めるものとする。
 第二十八條に次のただし書を加える。
 ただし、次に掲げる場合（自治省令で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は收容されている期間については、休業補償は、行わない。
 一 監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
 二 少年院その他これに準ずる施設に收容されている場合
 第三十九條の二中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）を「年金たる補償」に改める。
 第六十七條第二項中（昭和二十二年法律第五十号）を削る。
 附則第七條の三に次の二項を加える。
 2 前項の規定により年金たる補償の額を改定して支給すべき場合における第二條第九項の規定の適用については、同項中「計算した額」とあるのは、「計算した額に、附則第七條の三第一項の規定により年金たる補償の額を改定して支給すべき場合に当該改定に用いるべき率と同一の率を乗じて得た額」とする。
 3 前項において読み替へて適用する第二條第九項の

規定により同項第一号又は第二号の自治大臣が定める額を年金たる補償に係る同項に規定する年平均給与額として、当該年金たる補償の額を算定して支給すべき場合には、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による改定をしないこととして算定した年金たる補償の額により当該年金たる補償を支給する。
 附則第八條第一項中「労働者災害補償保険法別表第一附則第八條第二号の政令で定める」を「同一の事由により労働者災害補償保険法の年金たる補償給付と他の法令による年金たる給付とが支給されるべき場合に同法の年金たる補償給付の額の算定に用いられる」に改め、同條第二項中「労働者災害補償保険法別表第一附則第八條第二号の政令で定める率のうち傷病補償年金について定める」を「同一の事由により労働者災害補償保険法の傷病補償年金と他の法令による年金たる給付とが支給されるべき場合に同法の傷病補償年金の額の算定に用いられる」に改める。
 附則

（施行期日）
 第一條 この法律は、昭和六十二年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第二條第六項第二号の改正規定並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日
 二 第二條第三項ただし書及び第二十八條の改正規定並びに次條の規定 昭和六十二年四月一日
 （経過措置）
 第二條 この法律による改正後の地方公務員災害補償法（以下「新法」という。）第二條第三項ただし書の規定は、昭和六十二年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。
 第三條 新法第二條第六項第二号の規定は、この法律の公布の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。
 第四條 新法第二條第九項及び第十項の規定は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）のうちこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る分について適用する。
 第五條 同一の公務上の障害（負傷又は疾病により障害の状態にあることを含む。）以下この項において同じ。若しくは死亡又は同一の通勤による障害若しくは死亡に関し、施行日の前日において年金たる補償を受ける権利を有していた者であつて、施行日以後においても年金たる補償を受ける権利を有するものに対する当該施行日以後において受ける権利を有する年金たる補償（以下この項において「施行後補償年金」という。）の施行日の前日以後の期間に係る額の算定については、当該施行日の前日以後の期間において受ける権利を有していた年金たる補償（以下この項において「施行前平均給与額」という。）の額の算定の基礎として用いられた平均給与額（以下この項において「施行前平均給与額」という。）が、新法第二條第九項第二号の自治大臣が定める額のうち、当該施行後補償年金に係る同号に規定する年金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合には、同項（新法附則第七條の三第二項において読み替へて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該施行日前平均給与額を当該施行後補償年金に係る新法第二條第九

九項に規定する年平均給与額とする。
 2 施行日前平均給与額が遺族補償年金である場合であつて、施行日以後において、当該遺族補償年金を、地方公務員災害補償法第三十四條第一項後段の規定により次順位者に支給するとき、又は同法第三十五條第一項後段の規定により次順位者を先順位者として支給するときは、当該次順位者は、施行日の前日において当該遺族補償年金を受け権利を有していたものとみなして、前項の規定を適用する。
 3 前二項の規定により施行前平均給与額を新法第二條第九項に規定する年平均給与額として、新法附則第七條の三第一項の規定による補償の額を算定して支給すべき場合には、新法附則第七條の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による補償の額に、同項の規定による補償の額を算定して支給すべき場合に、同項の規定による補償の額より当該年金たる補償を支給する。
 （政令への委任）
 第六條 附則第二條から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

○松浦功君登壇、拍手〕
 ○松浦功君 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。
 本法は、国家公務員災害補償制度が改正されることに伴い、地方公務員災害補償制度についても同様の措置を講じようとするものでございまして、年金たる補償に係る平均給与額について年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を設けること、通勤災害における通勤の定義及び監督中の職員に対する休業補償の取り扱ひについて所要の規定の整備を行うことを主な内容とするものでございします。
 委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、基金の業務運営の改善、通勤災害に対する保護の拡大等の問題について熱心な質疑を行いました。質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（藤田正明君） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 〔賛成者起立〕
 ○議長（藤田正明君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長（藤田正明君） 日程第四より第一三までの公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めたる件十件（いずれも第六百六回国会内閣提出、第七百七回国会衆議院送付）を一括して議題といたします。

○議長（藤田正明君） 日程第四より第一三までの公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めたる件十件（いずれも第六百六回国会内閣提出、第七百七回国会衆議院送付）を一括して議題といたします。

○議長（藤田正明君） 日程第四より第一三までの公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めたる件十件（いずれも第六百六回国会内閣提出、第七百七回国会衆議院送付）を一括して議題といたします。

○議長（藤田正明君） 日程第四より第一三までの公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めたる件十件（いずれも第六百六回国会内閣提出、第七百七回国会衆議院送付）を一括して議題といたします。

○議長（藤田正明君） 日程第四より第一三までの公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めたる件十件（いずれも第六百六回国会内閣提出、第七百七回国会衆議院送付）を一括して議題といたします。

○議長（藤田正明君） 日程第四より第一三までの公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めたる件十件（いずれも第六百六回国会内閣提出、第七百七回国会衆議院送付）を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木満君。

〔佐々木満君登壇、拍手〕

○佐々木満君 たいま議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるとの件（鉄道労働組合関係）外九件につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

各件は、日本国有鉄道及び林野庁所属の公共企業体等労働関係法上の職員について、その基準内賃金を、本年四月一日以降、一人当たり、基準内賃金の一・四二%相当額に千三百十円を加えた額の原資をもつて引き上げること等を内容とする本年六月三日の仲裁裁定の実施につき、国会の議決を求めるとの件であります。

委員会におきましては、採決の結果、各件はいずれも全会一致をもって、仲裁裁定のとおり実施することをお認めし、議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（藤田正明君） これより十件を一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものとするのであります。

十件は、いずれも委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君） 総員起立と認めます。

よつて、十件は全会一致をもって委員長報告のとおり議決されました。

○議長（藤田正明君） この際、日程に追加して、

日本国有鉄道改革法案

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案

新幹線鉄道保有機構法案

日本国有鉄道清算事業団法案

日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案

鉄道事業法案

日本国有鉄道改革法等施行法案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上八案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（藤田正明君） 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。日本国有鉄道改革に関する特別委員長山内一郎君。

〔山内一郎君登壇、拍手〕

○山内一郎君 たいま議題となりました八法案につきましても、日本国有鉄道改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これら八法案につきましては、既に本会議において趣旨説明を行つておりますので、簡単にその内容について申し上げます。

まず、日本国有鉄道改革法案は、国鉄の経営している鉄道事業等に関する、分割・民営化を基本とした抜本的な改革を実施するための、その基本的事項を定めたものであります。六つの旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、新幹線鉄道保有機構及び日本国有鉄道清算事業団について、その事務の引き継ぎ、経営安定基金の創設及び新経営形態への移行を昭和六十二年四月一日とすること等所要の規定を設けようとするものであります。

次に、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案は、北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州の各旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社を設立し、鉄道事業に關し、輸送需要の動向に的確に対応し得る適切な健全な運営の体制を実現するため、所要の規定を設けようとするものであります。

次に、新幹線鉄道保有機構法案は、新幹線鉄道保有機構を設立し、東日本、東海及び西日本の各旅客鉄道株式会社の経営基盤の均衡化及び西日本の各旅客鉄道株式会社に係る利用者の負担の適正化を図るため、新幹線鉄道を一括して保有し、貸し付ける等の制度を創設しようとするものであります。

次に、日本国有鉄道清算事業団法案は、日本国有鉄道を清算事業団に移行させ、その資産、債務等の処理を行わせるとともに、臨時にその職員の再就職の促進業務を行わせるため、所要の規定を設けようとするものであります。

次に、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案は、国鉄改革の実施に伴い、再就職を必要とする職員に対し、雇用の確保を図るため、特別の措置を緊急に講ずるとともに、清算事業団の職員になつた者についても、就職及び援助等について特別の措置を講じようとするものであります。

次に、鉄道事業法案は、国鉄の分割・民営化に伴い、地方鉄道法を廃止し、新たに鉄道事業に関する一元的な法制度を整備することにより、鉄道利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図るため、関係規定を整備しようとするものであります。

次に、日本国有鉄道改革法等施行法案は、以上の国鉄改革六法律の施行に關し必要な事項を定めるとともに、関係法律の整備等を行おうとするものであります。最後に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案は、国鉄の経営形態の改革等に伴い、日本国有鉄道所在市町村納付金制度を廃止し、地方税の適用に關し、各事業形態に應じ、所要の措置を講じようとするものであります。以上の八法案は、去る九月十一日、国会に提出、十月二十八日に衆議院から送付され、本会議において趣

旨説明の聴取が行われました。

委員会におきましては、政府提出の八法案及び日本社会党議員発議の国鉄改革三法案を一括して審議することとしました。

最初に、橋本運輸大臣及び葉梨自治大臣並びに村沢議員より関係法案の趣旨説明を聴取した後、総括質疑を行つたほか、総理大臣及び関係大臣並びに発議議員、参考人などの出席を求めて質疑を行いました。この間、公聴会を開き、また新潟、静岡及び広島各県に委員を派遣し地方公聴会を行つたほか、現地調査を行いました。

まず、委員会における質疑についてであります。今回の政府提出の国鉄改革法案は、公共企業体による全国一元的経営体制を抜本的に改め、分割・民営化を図ろうとするものであります。国民的関心が強く、各委員の質疑も終始熱心に行われ、またその対象も広範多岐に及び、かつ詳細にわたり論議が展開されました。

以下、委員会における質疑のうち、主な事項について申し上げます。国鉄の経営破綻の原因、長期債務の償還及び資産処分の方法、旅客及び貨物鉄道株式会社の経営、民営移行後の運賃料金の抑制、トラック事業等の公正競争の確保、雇用機会拡大及び採用方法、国鉄共済に対する財源措置、用地売却と地価対策、地方財政の健全化並びに新幹線鉄道保有機構、整備新幹線着工問題等の諸問題が取り上げられました。

国鉄改革は、その実施に伴い、一時に多数の再就職を必要とする職員を生じます。雇用の機会を確保し、公平公正な採用を行い、かつ生活不安の解消に努めることは、委員会においても特に関心の寄せられたところでありました。

政府は、これらの指摘に対し、全力を挙げて遺憾のないよう善処したい旨の決意を表明いたしました。次に、討論に入り、八法案について質疑の終局を決定し、討論に入り、八法案について、政府案に対し、日本社会党・護憲共同を代表して赤桐理事が反対、民主党を代表して江島理事が賛成、日本共産党を代表して市川委員が反対、公明党・国民会議を代表して柳澤委員が賛成の意見が述べられました。

賛成の意見が述べられました。討論を終り、次いで採決の結果、政府提出の八法案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、八法案に対し、安恒理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブの共同提案に係る本法案の実施に当たり配慮すべき事項に関する附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（藤田正明君） 八案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。安恒良一君。

〔安恒良一君登壇、拍手〕

○安恒良一君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま報告されました日本国有鉄道改革法案等政府提出の国鉄改革関連八案に対し、反対の討論を行

うものであります。

国鉄改革問題は、言うまでもなく、国会の最大のテーマであり、多くの国民がその帰趨を見守つていま

一八七二年、明治五年に我が国に鉄道が開通して以来百十余年、我が国の経済の発展と国民生活の向上。さらに文化の発展に大きな役割を果たしてきました。その国鉄が、現在、危機に瀕し、すべての国民が納得し得る改革の方向がまさに問われているにもかかわら

ず、政府案に多くの疑問を残したまま、本日、採決されることは極めて残念であります。その責任は政府と党にあることをまず指摘して、以下、本法案に対し、反対の意見を申し上げます。

まず第一に、国鉄改革の基本的な方向に誤りがあると言わざるを得ません。もとより鉄道は、長期的な視点に立つて国民にすぐれた鉄道輸送サービスを提供し得るよう計画的に整備された責務であり、放棄することは許されないものであります。しかしながら、政府は採算性を過度に強調し、市場競争にすべての問題の解決をゆだね、交通における国の責任を放棄し、利用者、国民に負担を転嫁しようとしているのであります。

第二に、政府の分割・民営化案には、それを正当化する合理的な理由はないのであります。まず、政府案の民営化の重大な誤りは、完全な民間企業へ移行させようとしていることであり、新会社は営利追求を最優先する余り、鉄道輸送の担うべき公共性が損なわれるのではないかと危惧されていま

す。次に、国鉄を多くの事業体にせずたに解体する分割論には、鉄道の未来はないのであります。政府は、分割の根拠として幾つかの理由を示しました。まず、国鉄は巨大過ぎて管理能力を超えているというものです。しかし、NTTやIBMなどの巨大企業が現に存在し、しかも、分権化によつて効率的に運営されていくという事実がこれを端的に否定している

のであります。世界の鉄道は、統合によつて全国的な鉄道網を形成してきたという鉄道の歴史から見て、政府の言う管理限界論は分割の根拠とならないことは明白であります。

第二の論拠は、全国画一的経営の弊害でありました。しかし、全国組織でも地域に密着した経営を行うことは可能であり、我が党の主張する分権化の導入こそ、真にこれを実現し得るものであります。

第三の論拠は、全国組織の巨大企業では競争意識が働かないというものであります。これは、鉄道事業の健全な発展というよりも、実は国鉄労働組合の解体をねらつた極めて政治的なものであるという疑念さえ生じるものであります。このように政府案を支える根拠は、いずれも議論に耐えないものであることは明白であります。

第三に、国鉄の赤字の原因についてであります。国鉄の財政状態とは無関係に、国策として押しつけてきた膨大な設備投資の大部分を国鉄の借金で賄つたこと、またヨーロッパでは国が負担している鉄道の基礎施設の建設費ばかりか、政治路線や不要な設備投資

取り組みを続けていくことを表明し、私の賛成討論を
終わります。(拍手)
○議長(藤田正明君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(藤田正明君) これより八案を一括して採決
いたします。

八案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、八案は可決されました。(拍手)
本日はこれにて散会いたします。

午後二時十分散会